

公示をご覧いただく前に (公示概要のお知らせ)

この度公示する「川上ダム水源地域活性化検討業務」の主な内容は、以下のとおりです(手続き開始の公示本文は、このお知らせの後段に掲載しております)。

詳しい業務内容等は、資料等を入手していただき、詳細をご確認ください。

1. 業務の概要等について

- ①業務名 川上ダム水源地域活性化検討業務
- ②履行期間 契約締結の翌日より令和5年3月20日まで
- ③業務内容 本業務は、川上ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るための行動計画「水源地域ビジョン」を策定するため、水源地域活性化に関する検討等を行うものである。
 - ・計画準備 1式
 - ・水源地域活性化検討 1式
 - ・委員会等企画検討 1式
 - ・広報用資料作成 1式
 - ・周辺サイン計画検討 1式
 - ・報告書作成 1式

2. 競争に参加するための資格について

(1) 業者登録

当機構の令和3・4年度一般競争(指名競争)参加資格業者登録において、「測量・建設コンサルタント等」における業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。

なお、上記の資格の認定を受けていない企業も、見積徴取時まで認定を受けていただければ結構です。

(2) 業務実績

手続き開始の公示に掲げる同種業務又は類似業務の履行実績を有することとしています。

(3) 管理技術者

手続き開始の公示に掲げる同種業務又は類似業務の経験を有する者であること。

(4) その他欠格要件に該当しないこと。

3. 選定・特定までのスケジュールについて

(1) 公示期間

令和3年3月11日(木)～令和3年3月24日(水)

(2) 業務説明書等の配布期間

令和3年3月11日(木)～令和3年3月24日(水)

(3) 参加表明書の提出期限

令和3年3月25日(木)までに当機構まで到着するよう郵送により提出してください。

(4) 技術提案書提出者の選定・通知

令和3年4月2日(金)を予定しています。

(5) 技術提案書の提出期限

令和3年4月23日(金)までに当機構まで到着するよう郵送により提出してください。

(6) 技術提案書の特定・非特定通知

令和3年5月20日(木)を予定しています。

4. その他

本件に関し、業務説明書等の交付を希望される方は、FAXにて「件名及び業務説明書等交付希望」の旨を記載いただき、下記までご請求ください。

併せて、本公示にご不明な点等がございましたら、遠慮無くお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 川上ダム建設所 経理課 脇本

電話 0595-52-1661 FAX 0595-52-3091

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和3年3月11日

独立行政法人水資源機構分任契約職
川上ダム建設所長 淵上 吾郎

1. 業務概要

- (1) 業務名 川上ダム水源地域活性化検討業務
- (2) 業務場所 三重県伊賀市阿保 251 番地 独立行政法人水資源機構 川上ダム建設所
- (3) 業務内容 本業務は、川上ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るための行動計画「水源地域ビジョン」を策定するため、水源地域活性化に関する検討等を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年3月20日まで

2. 参加資格

- (1) 企業に対する要件
 - ① 以下の各号に該当しない者であること。
 - 1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - 2) 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - 3) 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - 4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取

引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

- 5) 参加表明書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 6) 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- 7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- ② 機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加表明書及び参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照とすること。

- ③ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
 - ④ 事業協同組合等として参加表明書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加表明書等を提出することはできない。
 - ⑤ 参加表明書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下『指名停止措置要領』という。）に基づき、淀川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- (2) 機構が発注した業務のうち、平成30年1月1日から令和元年12月31日までの2年間に元請として完成・引渡された業務の実績がある場合においては、当該業種「設計業務」に係る測量等業務成績評定表の評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。
 - (3) 参加表明書等を提出しようとする者の間に次に示すいずれの関係にも該当しないこと。なお、いずれの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

- 1) 親会社と子会社の関係
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

1) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）

(A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(B) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(C) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(D) 組合の理事

(E) その他業務を執行する者であつて、(A) から (D) までに掲げる者に準ずる者

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係

3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

3. 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力

(3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験及び能力

配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表、その他

業務の理解度、実施手順の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続き等

(1) 担当事務所

〒518-0294 三重県伊賀市阿保 251 番地
独立行政法人水資源機構 川上ダム建設所 経理課 脇本
電話 0595-52-1661 F A X 0595-52-3091

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和3年3月11日（木）から令和3年3月24日（水）17時まで
- ② 交付方法：別途指定するホームページからのダウンロードによる。
なお、ホームページのアドレス等を入手する場合は、会社名、担当窓口の部署、担当者、電話番号、F A X 番号を明記した文書（別紙1による）を上記(1)契約担当窓口までF A Xにて提出されたい。
- ③ 交付費用：交付費用は無料とする。

(3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

- ① 提出期限：令和3年3月25日（木）17時00分
- ② 提出場所：上記(1)に同じ。
- ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。参加表明書等と併せて、返信用封筒（長3号封筒を使用し、表に住所・氏名を記載し、簡易書留料金（404円）分の切手を貼付のこと。）を提出すること。
なお、参加表明書等の提出は紙媒体による提出とするが、参加表明書等をPDFにて作成した電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）を併せて提出するものとする。

(4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ①提出期限：令和3年4月23日（金）17時00分
- ②提出場所：上記(1)に同じ。
- ③提出方法：(3)の③に同じ。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否

要

- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口
5. (1)に同じ
- (6) 2. (1) ②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も 5. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は業務説明書による。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

川上ダム建設所長 瀧上 吾郎 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

業務説明書等の交付希望書

令和3年3月11日に公示された「川上ダム水源地域活性化検討業務」の業務説明書等の交付を希望します。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担 当 者 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :